

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年 2 月21日
【会社名】	東海カーボン株式会社
【英訳名】	TOKAI CARBON CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大嶽 史記夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
【電話番号】	東京 (03)3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部総務部長 赤司 忠生
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
【電話番号】	東京 (03)3746 - 5100 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部総務部長 赤司 忠生
【縦覧に供する場所】	東海カーボン株式会社大阪支店 (大阪市北区曽根崎二丁目16番19号 りそな梅田ビル) 東海カーボン株式会社名古屋支店 (名古屋市中村区那古野一丁目47番 1 号 名古屋国際センタービル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

	頁
1 提出理由	1
2 報告内容	1

1【提出理由】

当社は、平成18年2月21日開催の当社取締役会において、東海高熱工業株式会社を完全子会社とするため、商法第358条の規定に基づき株主総会の承認を得ることなく株式交換を行い、これに基づいて新株式を発行することを決議いたしましたので、証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第6号の2の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（募集によらないで取得される有価証券の発行）に掲げる事項

(1) 株式の種類

普通株式

(2) 発行数

1,245,891株

(3) 発行価格及び資本組入額

発行価格は、株式交換の日（平成18年7月1日）に東海高熱工業株式会社に現存する純資産額に、東海高熱工業株式会社の発行済株式総数に対して、株式交換により当社に移転する株式の数の割合を乗じた金額から、東海高熱工業株式会社の株主に割当交付される当社の自己株式の帳簿価額の合計額を控除した額を、上記(2)の発行数で除した金額となります。

資本組入額は、1株当たり金0円です。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

発行価額の総額は、株式交換の日（平成18年7月1日）に東海高熱工業株式会社に現存する純資産額に、東海高熱工業株式会社の発行済株式総数に対して、株式交換により当社に移転する株式の数の割合を乗じた金額から、東海高熱工業株式会社の株主に割当交付される当社の自己株式の帳簿価額の合計額を控除した金額となります。

資本組入額の総額は、金0円です。

(5) 発行方法

東海高熱工業株式会社（本件株式交換により完全子会社となる会社）の普通株式1株につき、当社の普通株式0.98株を割当交付します。但し、当社が保有する東海高熱工業株式会社の普通株式8,481,825株については割当交付しません。

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

該当事項はありません。

(7) 新規発行年月日

平成18年7月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(9) 提出日現在の提出会社の資本の額及び発行済株式総数

資本の額 15,436百万円

発行済株式総数 204,089,391株

（注） 上記には、平成18年2月1日からこの臨時報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換）に掲げる事項

(1) 当該株式交換の相手会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	東海高熱工業株式会社
住所	東京都台東区北上野一丁目10番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 秋山 勝
資本金	1,400百万円
事業の内容	工業炉及び関連製品事業、発熱体その他事業

(2) 当該株式交換の目的

現在、当社の連結子会社である東海高熱工業株式会社は、昭和11年に当社の姉妹会社として創立され、以来70年にわたりファインセラミックスの先駆者として高温高熱分野に事業を展開してまいりました。とくに主力の炭化珪素発熱体（エレマ）は、我が国で初めての国産品であり、その後幾多の改良を重ね、品質・生産規模は名実とも揺るぎない国内トップの地位を築いております。また加熱装置は、情報技術関連業界を中心に様々な分野で採用され、多くの実績と高い評価を得ております。

さらに、昨年は、競争力強化のため国内生産拠点の抜本的な再編成を実施し、今後は、拡大する発熱体の需要に対応するため中国上海の製造拠点を強化し、加熱装置や耐熱材料は新規分野向け新製品の開発による事業拡大を重点課題として取り組んでおります。

東海カーボングループは、『信頼（Reliability）』という企業理念のもと、公正な企業活動、自然環境との調和、国際協調を行動の基本方針として『炭素材料のグローバルリーダー』を目指すべく、炭素材料を中心に高品質の製品を国内外に提供しております。しかしながら、市場競争は一段と激化しており、両社の持つ炭化珪素事業及び高温工業炉の製造技術と使用技術とのシナジーによるコスト競争力、技術開発力の強化が必要であると判断し、株式交換による東海高熱工業株式会社の完全子会社化を実施することといたしました。

今回の完全子会社化を踏まえ、今後より一層、株主、顧客、従業員及び地域社会などのあらゆるステークホルダー（利害関係者）の期待に応え、信頼される企業として社会の発展に貢献してまいり、グループ全体の企業価値を高めるよう取り組む所存であります。

(3) 当該株式交換の方法及び株式交換契約書の内容

株式交換の方法

平成18年2月21日に締結した株式交換契約書に基づき、平成18年7月1日を株式交換の日として、東海高熱工業株式会社の株主（当社を除く）の有する東海高熱工業株式会社の株式を当社に移転させ、東海高熱工業株式会社の株主（当社を除く）に対して当社の株式を割当交付し、東海高熱工業株式会社が当社の完全子会社となります。

株式交換契約書の内容

当社及び東海高熱工業株式会社が平成18年2月21日に締結した株式交換契約書の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

東海カーボン株式会社（以下「甲」という）と、東海高熱工業株式会社（以下「乙」という）とは、株式交換に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲および乙は、甲が乙の完全親会社となり、乙が甲の完全子会社となるため、商法第 352 条ないし第 363 条に定める方法により株式交換を行う。

第 2 条（株式交換に際して発行する株式およびその割当て）

1. 甲は、株式交換に際して普通株式 1,245,891 株を発行し、これと甲が保有する自己の普通株式 7,000,000 株を合わせた 8,245,891 株を、株式交換の日の前日の最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下、同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 0.98 株をもって割当交付する。但し、甲の所有する乙の普通株式 8,481,825 株については、甲の株式は割り当てない。
2. 前項の株式交換に際して発行する普通株式に対する配当金は、平成 18 年 7 月 1 日から起算する。

第 3 条（増加すべき資本金および資本準備金の額）

甲が株式交換に際し増加する資本金および資本準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金

甲は、資本金を増加しないものとする。

2. 資本準備金

増加すべき甲の資本準備金の額は、株式交換の日に乙に現存する純資産の額に、乙の発行済株式総数に対する株式交換により甲に移転する株式の数の割合を乗じた額から、甲が第 2 条により割当交付する自己株式の帳簿価額を控除した額とする。

第 4 条（株式交換契約書承認総会等）

1. 乙は、平成 18 年 3 月 30 日を開催日として、株主総会を招集し、本契約の承認および株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要あるときは、甲・乙協議の上、この開催日を変更することができる。
2. 甲は、商法第 358 条第 1 項の規定により、本契約の株主総会の承認を得ないで株式交換を行う。

第 5 条（株式交換の日）

株式交換の日は、平成 18 年 7 月 1 日とする。ただし、株式交換手続の進行に応じ必要あるときには、甲・乙協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（利益配当）

甲および乙は、平成 17 年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、それぞれ次の金額を限度として利益配当を行うことができる。

- (1) 甲においては 1 株当たり 3 円、総額 589,787,526 円
- (2) 乙においては 1 株当たり 3 円、総額 50,496,306 円

第 7 条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後株式交換の日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲・乙協議の上、これを行う。

第 8 条（株式交換交付金）

甲は、乙の株主に対して、株式交換交付金を支払わない。

第 9 条（株式交換の日前に就任した甲の取締役および監査役の任期）

甲の取締役および監査役であって、株式交換の日前に就任した者の任期は、本株式交換がない場合に在任すべき期間とする。

第 10 条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から株式交換の日に至るまでの間において、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、相手方に直ちに通知し、甲・乙協議の上、本契約を変更または解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、第 4 条に定める乙の株主総会の承認が得られなかったとき、または甲の総株主の議決権の 6 分の 1 以上を有する株主が、商法第 358 条第 5 項の規定により本契約による株式交換に反対する意思を甲に通知したときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲・乙協議の上、決定する。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲・乙各代表者記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 21 日

（甲）東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号

東海カーボン株式会社

代表取締役社長 大 嶽 史 記 夫

（乙）東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号

東海高熱工業株式会社

代表取締役社長 秋 山 勝

取締役会議事録 (抄)

1. 日 時 平成18年2月21日(火)開会午前11時00分

閉会午前11時40分

2. 場 所 東京都港区北青山一丁目2番3号

東海カーボン株式会社本店会議室

3. 出席者 取締役全員 9名中 9名

監査役全員 4名中 3名

4. 議 長 代表取締役社長 大 嶽 史記夫

5. 議事の経過の要領および結果

議長は開会を宣し、下記議案を付議した。

第1号議案 東海高熱工業株式会社と株式を交換する件

当社および東海高熱工業株式会社は、両社の持つ炭化珪素事業及び高温工業炉の製造技術と使用技術とのシナジーによるコスト競争力、技術開発力の強化をはかるため、平成18年7月1日付で株式を交換し、東海高熱工業株式会社を当社の完全子会社とする。これに先立ち、本日2月21日付で別紙株式交換契約書のとおり契約を締結する。

議長は上記のとおり提案し、契約書内容などにつき説明し、これをはかったところ、全員異議なく承認可決した。

上記議事の経過の要領およびその結果を明確にするためこの議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は次に記名捺印した。

平成18年2月21日

東海カーボン株式会社

議長 大 嶽 史記夫

山 崎 博 司

岡 崎 徹 雄

難 波 克 彦

竹 中 秀

中 井 清 就

工 藤 能 成

室 伏 信 幸

齋 藤 英 樹

寒 川 恒 久

草 場 正 博

仲 田 俊 夫